

## 8. 在宅サービス

- 【手続に必要なもの】
- ① 申請書
  - ② 印鑑
  - ③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または特定疾患医療受給者証  
(お持ちの方のみ)

- 【 注 意 】
- (1) 上記の手帳がなくても申請可能な場合もあるため、直接お尋ねください。
  - (2) 必ず、事前に申請が必要です。
  - (3) 通知カードまたは個人番号カードが必要な場合があります。

ホームヘルプなどに関する詳しい内容は、下記までにおたずねください

久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潁総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潁町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町榑津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732
(介護保険制度対象者) 久留米市役所 介護保険課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9036	FAX0942-36-6845

### 居宅介護 (ホームヘルプ)

- 【 内 容 】 日常生活を営むのに支障のある障害者等がいる家庭に、ホームヘルパーが訪問して、食事・入浴・排泄などの身体介護や、調理・洗濯・掃除の家事援助などを行います。原則、利用者の1割が自己負担になりますが、所得に応じた月あたりの上限までの負担になります。(市民税非課税世帯は無料です。)
- 【 対 象 者 】 (1)日常生活を営むのに支障のある障害者(障害支援区分1以上)  
(2)支援の必要性が認められる障害児  
障害児は保護者の状況や障害の程度をふまえて支給決定しますので、利用にあたっては障害者福祉課または各総合支所市民福祉課へご相談ください。
- 【 注 意 】 (1)事前に支給決定が必要です。  
(2)介護保険制度対象者(8ページ参照)は、介護保険が優先です。

### 重度訪問介護

- 【 内 容 】 重度の障害があり常に介護が必要な人に、居宅介護における身体介護、家事援助サービスに加え、コミュニケーション支援、家電製品等の操作の支援、見守り等の支援、外出時の移動支援を比較的長時間に渡り、断続的に行います。  
原則、利用者の1割が自己負担になりますが、所得に応じた月あたりの上限までの負担になります。(市民税非課税世帯は無料です。)
- 【 対 象 者 】 (1)障害支援区分が4以上であり、肢体不自由1・2級で二肢以上に麻痺等がある人  
(2)障害支援区分が4以上であり、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人  
なお、介護保険制度対象者は、介護保険が優先です。
- 【 注 意 】 (1)事前に支給決定が必要です。  
(2)重度訪問介護の支給決定を受けた人は、移動支援の支給決定は受けられません。  
(3)介護保険制度対象者(8ページ参照)は、介護保険が優先です。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潁総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潁町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町榑津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

## 短期入所（ショートステイ）

- 【 内 容 】 障害児（者）を介護している方が、疾病、事故、出産や旅行などの理由で、一時的に自宅での介護が困難となった場合、施設・病院で宿泊を伴った日常生活上の支援を行います。所得に応じた自己負担額がありますが、所得等に応じた自己負担額よりも費用の1割が低い場合は、低い方の額の負担となります。（市民税非課税世帯は無料です。）
- 【 対 象 者 】 障害者（障害支援区分1以上）、支援の必要性が認められる障害児  
事前に支給決定が必要です。

## 放課後等デイサービス

- 【 内 容 】 就学中の障害児に、授業の終了後または夏休みなどの休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などを行います。  
所得に応じた自己負担額がありますが、所得等に応じた自己負担額よりも費用の1割が低い場合は、低い方の額の負担となります。（市民税非課税世帯は無料です。）
- 【 対 象 者 】 療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる就学中の障害児（発達障害を含む。）  
事前に支給決定が必要です。

## 障害児タイムケア事業

- 【 内 容 】 障害のある中高生等の放課後や長期休暇時の居場所の確保、及び保護者の一時的休息や就労支援のために、障害児の預かり事業を行うとともに、社会に適應する日常的訓練を行います。  
**（注意）必ず事前に申請が必要です。**
- 【 対 象 者 】 久留米市内に住所を有する中高生等、久留米特別支援学校に在籍する小学生であって身体障害者手帳、療育手帳等を所持するもの
- 【 手続に必要なもの 】 ① 申請書  
② 印かん  
③ 身体障害者手帳又は療育手帳  
④ 同意書（市町村民税課税状況等の調査）  
⑤ 市町村民税課税状況・収入等が確認できるもの（必要となる方のみ）
- 【 利用者負担額 】 （1）生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・・・無料  
（2）市町村民税課税世帯・・・利用料の1割に相当する額。ただし1か月18,600円を上限とする。

### 「障害児タイムケア事業」に関するお問合せ先・手続窓口

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三瀬総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三瀬町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

## 日中一時支援（日中預かり）

【 内 容 】 在宅で障害児（者）を介護している人が、疾病、事故、出産や旅行などで一時的に介護ができない場合、施設・病院において、日帰りで日常生活上の支援を行います。所得に応じた自己負担額がありますが、所得等に応じた自己負担額よりも費用の1割が低い場合は、低い方の額の負担となります。（市民税非課税世帯は無料です。）

【 対 象 者 】 知的障害者、支援の必要性が認められる障害児  
事前に支給決定が必要です。

【利用者負担額】 (1) 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・・・無料  
(2) 市町村民税課税世帯・・・費用の1割負担（日額上限 18,600円）

## 児童発達支援

【 内 容 】 就学前の障害児に、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。所得に応じた自己負担額がありますが、所得等に応じた自己負担額よりも費用の1割が低い場合は、低い方の額の負担となります。（市民税非課税世帯は無料です。）  
事前に支給決定が必要です。

【 対 象 者 】 療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる就学前の障害児（発達障害を含む。）

## 保育所等訪問支援

【 内 容 】 保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援やアドバイスなどを行います。

【 対 象 者 】 療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる障害児

## 医療的ケア短期入所支援事業

【内容】 痰（たん）の吸引や経管栄養（けいかんえいよう）などの日常的な「医療的ケア」が必要な障害児・者の介護を行う家族等のレスパイト（一時的な介護負担の軽減）及びお子さんの地域での生活の支援を目的として、市中心部にある障害福祉サービス事業所などで宿泊サービスを行っています。

**（注意）必ず事前申請が必要です。**

【対象者】 市内在住の医療的ケアが必要な方で、次のすべてにあてはまる方

①身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持している方

②障害者総合支援法の短期入所の支給決定をうけていること

利用者の安全面等を確認するため、宿泊利用の前に、「日中一時支援」（日帰り利用）を利用し、宿泊利用が可能であることについてコーディネーターの意見書を受ける必要があります。

【手続に必要なもの】

① 申請書

② 印鑑

③ 身体障害者手帳

④ 障害福祉サービス受給者証

⑤ 意見書

【利用者負担額】 原則、サービス費用の 1 割負担になります。（上限月額は、利用中の障害福祉サービス費用及び障害児通所サービス費用と合算した額が、障害福祉サービス又は障害児通所サービスの上限月額のうちいずれかの高い額に達するまで）食費・光熱水費がかかる場合などは実費負担になります。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
【ご利用の相談】 久留米市 介護サービス事業者協議会	〒830-0017	日吉町 115 番地 (楠病院内)	☎0942-34-7772	FAX0942-46-5841
【事業の内容について】 久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752

## 重度身体障害者訪問入浴サービス

- 【 内 容 】 在宅で入浴が困難な重度身体障害の方のもとへ移動入浴車を派遣し、家族の介護負担の軽減を図ります。派遣回数は原則として週 2 回以内です。  
（注意）必ず事前に申請が必要です。

- 【 対 象 者 】 在宅の肢体不自由で身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方  
 ※介護保険に該当する方（8 ページ参照）は、介護保険課での申請になります。

- 【 手続に必要なもの 】
- ① 申請書
  - ② 印かん
  - ③ 身体障害者手帳
  - ④ 意見書
  - ⑤ サービス提供事業者希望調査票
  - ⑥ 同意書（市町村民税課税状況等の調査）
  - ⑦ 市町村民税課税状況・収入等が確認できるもの（必要となる方のみ）

- 【 利用者負担額 】
- (1) 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・・・無料
  - (2) 市町村民税課税世帯・・・費用の 1 割負担（月額上限 18,600 円）

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
(介護保険制度対象者) 久留米市役所 介護保険課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9036	FAX0942-36-6845

## 緊急通報機器の貸与

- 【 内 容 】 市内在住の一人暮らし（日中独居等も含む）で、身体障害のある方や概ね65歳以上の高齢者に対して、緊急通報機器の貸与を行うことで、緊急事態における不安を解消するとともに、生活の安全を確保するサービスです。世帯の所得に応じて自己負担がある場合があります。  
（注意）必ず事前に申請が必要です。

- 【 対 象 者 】
- （障害者）身体障害者手帳1級又は2級の方で、身体的慢性疾患などで緊急時における対応が困難な方
- （高齢者）概ね 65 歳以上の身体上慢性疾患（脳血管疾患、循環器または呼吸器系疾患など）があるなど日常生活を営むうえで常時注意を要する方、又は 75 歳以上で常時注意を要する方。

- 【 手続に必要なもの 】
- ①申請書
  - ②印かん
  - ③身体障害者手帳
- 高齢者の申請については長寿支援課までおたずねください。

- 【 利用者負担額 】
- ・市県民税非課税世帯…自己負担なし
  - ・市県民税課税世帯 …自己負担あり

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
久留米市役所 長寿支援課			☎0942-30-9038	FAX0942-36-6845